

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年7月3日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：3 国名：バングラデシュ 担当：南アジア部
案件名：ダッカ都市交通法整備支援【有償助定技術支援】

1 契約予定期間：2013年8月下旬～2014年12月上旬

2 参加要件

海外における都市鉄道事業および都市鉄道関連法整備に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年7月17日から2013年7月19日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年7月17日から2013年7月22日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年8月2日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知：8月上旬

(5) 契約交渉：8月中旬～8月下旬

5 業務の目的

バングラデシュ国の首都ダッカ市は、その都市圏(Dhaka Metropolitan Area：DMA)に915万人の人口を有している。MRT(Mass Rapid Transit)などの大量輸送設備を有さないDMAの都市交通は道路交通に大きく依存し、自動車やバス、リキシャ等の交通モードの混在による交通渋滞が深刻な問題となっている他、大気汚染や騒音等の交通公害による交通環境の悪化も深刻化している。今後、経済成長および都市人口の増加に伴う自動車保有台数のさらなる増加も見込まれているため、DMAの交通状況および都市環境の改善に向けた都市公共交通システムの整備が喫緊の課題となっている。かかる状況下、JICAはMRTを基軸とした都市交通体系の構築を目的とした「ダッカ都市交通網整備事業準備調査」（以後「DHUTS」と言う。2009年-2011年）を実施し、この結果をもとに、「ダッカ都市交通整備事業（1）」（以後「MRT6号線」と言う。2012年度、有償資金協力）を開始した。

他方で、バングラデシュ政府におけるMRT事業を取り巻く制度構築は緒に就いたばかりである。JICAは、バングラデシュ政府に対するアドバイザーとして「ダッカ都市高速鉄道実施体制強化支援専門家（以後「ダッカIBA」と言う。2011年-12年、有償資金協力専門家）」を派遣し、基本的な組織制度および法整備の枠組み案の分析・検討を行った。具体的には、ダッカ都市交通調整局（DTCA）が、ダッカ都市圏内の都市交通全般にかかる計画・調整および開業後の規制・監督機関として機能すること、新たに設立されたダッカ都市交通会社（DMTC）が、事業実施および開業後の運営・維持管理を行うことを規定するDTCA法の策定（政府承認済み）や、DMTC設立に必要な企業登録、都市鉄道事業の基となるUrban MRT法（都市鉄道事業法）の策定を行った。しかしながら、MRT6号線事業の実施に必要な鉄道事業の技術基準・一般規則（標準）等、関連する法規制がいまだ整備されていない状況である。

現在は、DMTCによって「MRT6号線」事業のコンサルタント選定が開始され、2014年前半には設計が開始される予定となっている。「MRT6号線」の事業効果を確実に発揮するためには、これら各種の設計に先立ち、設計の基本的条件となる「技術基準」および一般規則（標準）の中の「構造規則（標準）」等をまず整備し、適切な事業計画が立案されていくよう担保されなければならない。他方、本事業はバングラデシュ政府にとって初の都市交通（MRT）事業であることから、国内に十分な知見を有する有識者や技術者が存在しないため、先行して都市交通事業の経験を有する国の鉄道事業者等によって、ダッカ都市鉄道に関する技術基準・一般規則（標準）等の策定を支援する必要があるとされている。

本業務は、上記「MRT6号線」事業を含む、バングラデシュ国ダッカ都市交通事業において技術計画等の策定に際して最低限必要となる技術基準・構造規則（標準）等が整備されること【目的1】、「MRT6号線」および今後の後続路線を含むダッカ都市交通に関する法規制体系が再整理されること【目的2】、同法規制の準備および許認可体制の構築に向けたロードマップ・ワークプランが作成されること【目的3】、バングラデシュにおける都市交通の根拠法となるUrban MRT法（都市鉄道事業法）の閣議承認が促進されること【目的4】、を目的として実施するものである。

6 業務の範囲及び内容

(1)対象地域：バングラデシュ国ダッカ都市圏

(2)相手国関係機関：ダッカ都市交通調整局（Dhaka Transport Coordination Authority）

(3)業務内容：

既存情報・背景等の分析・とりまとめ

ダッカMRT法規則体系の再整理
ダッカMRT事業に必要な法規則整備のためのロードマップ・ワークプラン等の作成
ダッカMRT6号線整備に必要な構造規則・技術標準の策定
Urban MRT法の閣議承認への支援

7 成果品等

- (1) インセプションレポート(2013年8月下旬)
- (2) 現地業務報告書、(2013年9月、2013年12月上旬、2014年2月上旬(下記の(5)~(8)の各第1案を含める))
- (3) ドラフトファイナルレポート(2014年5月上旬)(下記の(5)~(8)の各第2案を含める)
- (4) ファイナルレポート(2014年11月下旬)(下記の(5)~(8)の各最終案を含める)
- (5) ダッカ都市交通事業における技術基準・構造規則(標準)案(上記(2)~(4)のタイミング)
- (6) ダッカ都市交通に関する法規則体系案(上記(2)~(4)のタイミング)
- (7) 都市鉄道法(Urban MRT Act)(上記(2)~(4)のタイミング)
- (8) ダッカ都市交通に関連する法・規則整備の「ロードマップ」及び「ワークプラン」等(上記(2)~(4)のタイミング)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- 1) 総括/鉄道事業法(評価対象予定者)
- 2) 運転・輸送計画(評価対象予定者)
- 3) 法制度全般(評価対象予定者)
- 4) 土木構造物
- 5) 軌道・停車場
- 6) 電力・変電設備
- 7) 信号設備・コントロールセンター
- 8) 通信設備
- 9) 車輦・機械設備

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・2013年6月にMD署名済み

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合があります。